平成29年度第5回環境審議会 議事要旨

※文中、網掛けの部分は、事務局で補筆したものです。

日時/平成30年1月17日(水)13:30 ~ 14:30 場所/酒田市役所 3階 第1委員会室 出席者/別添次第のとおり

1. 開 会

(略)

2. 市民部長あいさつ

(略)

3. 議事

議

事務局 (略)

長

それでは、これより議事を進めます。はじめに、事務局より、 先回の審議会において回答を保留しておりました質問につい て、回答したいとの申し出がございました。事務局から回答願 います。

3 (1) 本日の進め方

事務局

はい、前回、昨年12月27日に開催された第4回審議会での ご質問のうち、回答を保留しておりました二つの事項について、 事業者から確認した結果を、ご報告いたします。

まず、はじめに、景観審議会の委員より、県企業局の計画に関して質問がありました。庄内海浜県立自然公園のうち、第3種特別地域に該当する区域は、どうなっているのか図示してほし

いとのご質問でございましたが、こちらについては、本日お手元にお配りした、資料1 (第3種特別地域)のとおりでございます。図中に示された赤い斜線部分が第3種特別地域に該当し、その他の部分は、自然公園の普通地域に該当しております。また、参考までに酒田市の計画についても資料のとおり参考までにお配りしておりますが、こちらについては、酒田市の環境影響評価書の95ページ以降に記載されているものを抜粋したものです。

次に、環境審議会 委員よりご質問のありました、県企業局及び酒田市、両事業に関し、撤去費用についてのご質問についてですが、事業者等に聞き取り調査をした結果、両事業についても撤去費用の積算はしておらず、一般的に目安とされている建設費の5%と見積もったということでございます。なお、撤去費用については、資料2(撤去費用)として資源エネルギー庁で発行しております『事業策定ガイドライン』の内、関係部分を抜粋した資料を、お配りしておりますので、ご覧願います。以上が、先回の審議会で承ったご質問に対する回答でございます。

議 長 今の説明に質問のある委員はいますか?

季 員 再度、確認したいことがあります。事務局から提示していただいた「事業計画策定ガイドライン」の大本の全文を持っているんですけど、この資料を基にしてここに書かれている建設費の5%以上を想定してということで、前回ご回答いただいたと理解していますけれど、この回答の仕方に、私はとても不誠実なところがあるかなと思ってしまっていてですね、それは前回の審議会で議長から、私の質問の意義がどうなのかなと疑問を呈されて、それはそれで十分理解できることなんですけれど、一部、議会でやるべき範囲だと思う部分も当然あります。ただ、環境保全の立場から、ある程度きちっと申し上げておかなければならなないことがあ

るので、改めて質問したという経緯がありました。補足的に申し 上げると、本事業計画については、環境保全措置、例えば貴重な 植栽の移植の復元とかですね、或いは庄内森林管理署が求めてお ります、最終的には原状回復きちんとすべきだという求め、継続 的な環境モニタリング、あるいは、一番、最後お金がかかると思 われます撤去や処分の費用などは、相当額見込まれると思うんで すね。植栽をかなり、撤去して移植して保持して、また元に戻す という作業には相当な額が予想されます。そういった時にですね、 売電収益と総事業費との収支バランスというのは、きちんと目途 を、ある程度つけておかなければ、環境保全措置などの実施がで きない状態になってしまうんではないか。そういうことを懸念し ての質問、と理解していただきたいと思っております。事業者の 主張している環境保全措置が適切に実施できることが担保され るかどうかの確認は、この審議会でしておくべき事項であり、そ れ以上のことは議会等の話になると思いますが、そういう確認は 重要で、基本的な事項と思い質問した次第です。

事務局から提示されている資料にアンダーラインがひかれているが、本来は「計画的な撤去及び処分費用の確保」の①「事業終了後に適切な撤去及び処分を行うため、その実行に係る費用を想定した上で、事業計画を策定されること」にアンダーライン引くべきと思います。解説の中で、見積もり取得困難の場合、固定価格買取制度に基づき調達価格算定において5%以上費用確保するという記載になっているわけです。そもそもガイドライン自体は、民間事業者が固定価格制度ができた後に、新規参入業者が、専門的な知識不足などにより計画を断念したり、ということが起きました。安全性確保、発電能力維持のため十分な対策がとられていない、防災・環境上懸念等があって住民との関係が悪化する、そのような問題が顕在化したため、資源エネルギー庁が中心となりガイドラインを作ったという経緯があります。本来このガイドラインの目的は、自治体が事業を行うという発想ではなく、民間事業者参入によりトラブルが起きたので、それは困るのできちっ

と事業計画を作らせようという趣旨でガイドラインが作られた んです。ですから、これに基づき5%以上積算すれば、という回 答を出すのは、はなはだおかしいと思っている。今回の案件は、 あくまで自治体が事業者であり、見積価格を算定できないという ことはありえない。民間事業者の不備を指摘するガイドラインに 沿うのは当然の話であって、撤去費用が算定できないのはありえ ない。そういうことを本来言ってはいけない。撤去費用を積算す る能力がなければ、事業運営についても疑念を持ってしまう。行 政として執行能力が問われる話になると思います。以下、再質問 致しますけれども、なぜ見積もり取得が困難なのか事業者から理 由をお聞きしたい。追加質問として、ガイドライン上、事業が終 了後、撤去の期間まで、建築基準法、廃棄物処理法など関連法令 を遵守して可能な限り速やかに撤去、処分を行うことになってい る。撤去計画では、風車の基礎杭を残すことになっているが、法 令上問題生じないのかどうか。残しておき、廃棄物にあたるみら れると違法投棄ということもありえる。関連法令上の確認をとっ ているのかお聞きしたい。

事務局 委員からいただいた詳細な質問に対して、この場で回答はできません。事業者に対して質問をお伝えして、別途回答いただけるがどうか、お伝えしたい。

議 長 そのほか質問ありませんか。

季 員 事業者が出席されていないのはなぜでしょうか。環境影響評価 準備書の後に環境影響評価書がでてきた。それの変更点の説明 が本来あっていいものと思う。環境影響評価書の質疑ができる ような状態にしておくのは、審議会の実質的な審議の1回目で すので、事業者側の出席がないのは理解できない。

事務局 審議会の進め方は前回審議会で説明したとおりです。1回目

は、申請の内容を説明し、事前に質問を受け付け、審議会当日にも質問をいただきました。回答は事業者からいただき、今回、私が説明したとおりです。方法書は県知事が受理しており、方法書の内容については説明しないということで進めさせていただいたところです。

- 委員 後半で言われたことの説明は、12月27日の審議会では受けていないと記憶している。今回審議をきちっとするということしか受けていない。もう一度言っていただけないか。評価書の質問を受けないみたいなこと言われたのですが。
- 事務局 県知事に届出、許可申請書が出され、それに対して市長の意見を伺いたいという意見照会がきています。環境審議会、景観審議会の意見を参考にして市長の意見を出すというのが審議会開催の趣旨です。申請書の中身は説明させていただき、質問を受けて回答もさせていただいた。前回審議会、今回の回答をもとにこの事業に関して意見をいただきたい。それを市長の意見の参考にしたいということです。
- 委 員 今の話はその後の話、評価書の説明ですね。評価書が修正されているが、その説明はしないということか。
- 事務局 皆様にお集まりいただいた趣旨は、県知事から意見照会がきた ので、市長意見の回答のため意見を頂戴したいということで す。申請書の説明はしたが、評価書説明は考えていません。
- 議 長 本日の進め方について事務局より説明お願いします。
- 事務局 委員の皆さまご存じのとおり、県企業局と酒田市から、県知事に対して「(庄内海浜県立自然公園における) 風力発電施設の新築 許可申請と新築行為届出」が出され、これについて、酒田市長の

意見を求められています。

本日の審議会は、市長の諮問にありますように、県知事に市長意 見を回答するための参考とするため、審議会の意見をお聞きす るものです。

各委員から、ご意見をいただき、その意見を取りまとめ、答申書 の作成につきましては、会長及び副会長にご一任いただきたい と存じます。

なお、資料等についての質問は、事務局でお答えできる範囲での ご回答となりますので、ご了承いただきたいと思います。

また、山形県企業局及び酒田市の各々の申請について、市長より別々に諮問がありましたが、(環境影響評価でも、両計画の複合影響を調査するなど県知事意見が出されるなど)関連することも多い案件であることから、これらを分けず一括して審議を行うことといたしたいと思います。ただし、答申に当たっては分けて記載することとなりますので、例えば"両事業に共通して"ですとか、"県営事業に対して"など、ご発言の内容が、どの事業に対する意見であるのか分かるようにご発言いただきますようお願い申し上げます。明確でない場合は、確認をさせていただきます。以上、よろしくお願いします。

- 議 長 事務局から説明があったとおり各委員より意見を承ります。 答申書については会長・副会長にご一任いただくようお願いします。
- 委 員 今の会長、副会長に一任ということについては、私は今の時点で同意はできません。最終的に皆さんの意見が出た後でどうするかという判断をすべきことでで、あらかじめ一任することに同意を求められることは、私は、おかしいと思います。
- 議 長 一任というのは内容を一任するのではなく、事務局がまとめた ものを会長・副会長で間違いがないかどうか確認して、さまざ

まな意見が出されるだろうから、何か1つの意見を集約して市 長に提案するのではなく、こういう意見がありましたという形 で出されると思いますので、その内容に大きな誤りがないかど うかと理解している私は理解している。

委員 そういう理解かどうかは事務局に確認してから。

議 長 事務局お願いします。

事務局 その(議長の説明の)とおりです。

議長であれば委員、特別ご異議ありませんでしょうか。

委 員 そのときに再度確認したい。

議 長 最後に確認させていただければと思います。

なぜ、疑問を呈したかというと、環境影響準備書案に対して市 委 員 長から県知事に意見提出があり、その時のとりまとめの仕方が 審議会の内容からいえば、本当にこれでいいのか、という内容 ではなかったので、懸念を示させていただきました。というこ とで、そこについては具体的に意見を申し上げておかなければ ならないと思いますので、発言を許していただきたいんですけ ど、この環境審議会での意見を踏まえて、前々回の審議会で準 備書に対する県知事への意見書が取りまとめられたわけですけ ども、その際、4項目に集約されましたよね。それは各委員の 方々に送っていただけました。その4項目になぜ審議会で多く の意見が出たことが入っていなかったのかと思っています。そ の1つに風車発電施設の立地によって砂草地とか、ひいては後 背地の砂防林への影響を懸念している研究者、学識経験者の 方々が多くいらっしゃるんですが、その方々に聞き取りすべき

ではないかという声が、私を含めて複数名の委員から出された わけですね。その点が、きちっと市長からの県知事への回答書 に入れ込んでいただけなかったんですね。それはなぜか、とい うことをまず、お聞きしたいと思っております。そういうこと が何故で行われたのということを、まず皆さんに知っていただ きたきたいなと思っているんですが。

事務局 私の記憶では、事業者の話しの中に、委員のおっしゃるような (研究者や学識経験者の) 方のご意見は聞いてないですけど も、森林管理署等の専門家の方の意見は聞いているとお聞きしたので、そう回答したと記憶しております。

ということなんですね。今おっしゃったように、庄内森林管理 委 員 署の植物の有識者から聴いたからいいだろうということで、回 答書には入れなかったということなんですが、庄内森林管理署 の署長と会う機会がありまして、お話もさせていただいたし、 正式な文書でもいただいたんですが、署長さんとして或いは管 理署としては、砂草地で風車建設という事例については助言で きる知見は持ち合わせいないと、明確にヒアリングを受けたと き申し上げた、県に対してですね、というふうに明言されてい ます。庄内森林管理署として協力できることは、或いは助言で きる範囲としてはですね、あくまでも森林管理署が、これまで 実施してきた防災林造成事業とか、砂丘の復旧、砂草の維持管 理に係る施工法、あるいはその状況について限られるんだ、本 件のような事業は初めての事例であり、経験値はない、と明確 におっしゃってるし、申し上げようがない、県に対しても助言 しようがないとおっしゃってます。あくまでも、この事業にお いて、この環境保全措置がですね、県が示している環境措置の 案ですね、適切かどうか、或いは可能かどうか聴取を受けたわ けではない、と管理署の方はおっしゃってるんですよね。事業 者に対しては責任を以て原状回復を求めていく、とするのが庄 内管理署の立場であるということを明確にされています。一方、植物の有識者というのは、ここでいう植物の有識者の方というのは、希少種の移植とか復元に係る事項についての助言をいただける対象だということであって、飽くまでも風車の発電施設の立地によって砂草地とか、砂防林の影響について知見を持っている学識経験者ではないんですよね。ですから、私に対しての回答で、そういうふうにおっしゃったんですが、それで調査が十分になされているものとする判断したというのは、あまりにおかしな話だと思っています。

- 事務局 こちらとしては事業者からの聞き取りでそのように判断いたしました。
- 委員 私が申したいのは、"それは違う"と、署長も含め、或いは文書でちゃんと森林管理署の名前で私宛に来てるんです。この文書は見せて、皆さんで回覧しても構いませんが、それともそういうふうに、事務局として発言されるのか、或いは、事業者にその辺、確認をとるのかどうか。事務局が今の話を全部承知されているのなら回答もできるんでしょうけども、事業者のそれは行為だと思いますので、事務局からそういうふうに言われてしまうと、事務局の責任になってしまうので、そこは今の回答は、もう一度見直して頂いた方が良いんじゃないかと思いますが。
- 議 長 なかなか伝聞のお話なので、事前にその資料なりを事務局に提出していただくと、事前に事務局の方も対応できたかと思うんですが、第5回のこの場になってのこれですと、ちょっと進行としては非常に悩ましい状況になってるんですよね。
- 委員 確かにおっしゃるとおりです。ですから、最初質問したように企業管理者或いは酒田市の事業者が同席していればこういうことは無いわけなので。

- 議 長 もちろんみなさんお時間があれば来られるんでしょうけど、 様々なお仕事お持ちで、ここにいるみんなも皆さんの時間を削 って、合わせて出てるわけで、なかなかすべての会に、すべて呼 ぶというのは現実的には、かなりコスト的にも、或いは、手間的 にもちょっと難しいものがあるのかもしれないですよね。
- 委員 今の点には、失礼ながら、この審議会はそのためにあるもんです から、事業者が、都合がつかないから来れないという話の案件で はないんじゃないでしょうか。
- 議 長 来た時に全部できるように、意見のある方は何回か、意見を事務 局の方で求めた機会があったと思います。そこで出して頂ければ、事務局の方にも最小限のお手間とお手数で我々にもご説明いただくと、ただ、毎回毎回、次の質問、次の質問となってると 延々と終わることが出来ない会議になってしまいますよね。
- 委員 私も、終わりをちゃんと考えて、時間のある範囲内で質問したいと思っております。ただ、回答を事前に出せというのは、前回27日の案件の計画書に対してなんですよね、届出書に関しての質問ですから今のとは違います。今の流れから戻りますけれども、そういうことがあるので一任はできない、そういう意味ですので。これ以上は、ありません。ただ、最後におっしゃったところは、訂正しないんであれば、そのまま訂正しないというふうに受け止めさせていただいて、具体的に中味の質疑に入っていただいて、お願いいたします。

3 (2) 庄内海浜県立自然公園内における風力発電施設の新築許可申請及び 新築行為届出に関する意見について

議 長 この会の趣旨は、市長さんの意見表明に参考となる意見を、我々

審議会の委員が出すということですので、委員の意見も付記して、こういう指摘もありましたということも含めて市長さんにお出しするということで、いかがでしょうか。

それでは、各委員からご意見をいただきたいと思います。 では、一人ずつご意見をいただくようにしたいと思います。

委員

はい、この環境審議会、最初、私よく分からなかったんですけど も、回を重ねるごとにいろんなことが分かってきたというのが 実際であります。実は私、今回のこの計画全体に対しまして、違 和感を徐々に持ちつつありまして、まず4点ほどございます。一 つ目がですね、県は過去2回に渡って民間事業者の申請を認可 しなかった経過がございました。環境に影響を与えるという認 識だったということでございました。その当時は、まだ震災の前 でございました。東日本大震災が起きて、県知事からの県のエネ ルギー政策というものが2030年までに再生可能エネルギー を25%に引き上げるんだという目標を提示されました。個人 的には大賛成でありました、当時。今も基本的には賛成している ことでございますけども、当時から今に至る段階で、かなりエネ ルギーに関しては、家庭でもどんどんLED照明とか進んでま すよね、全体的に国全体で省エネルギーが進んでいる中で、当時 策定した計画そのものが本当に最終目標として今突き進むべき なのかなと、個人的には思ってます。それが背景として今のこの 事業が進んでいるのではないかと思われますので、もう一度現 在のエネルギー事情がどうなのかというところから、もう一度 見直す機会が県としてもあるべきではないのかな、事業主体で あるならば、というふうに一つ思います。

それからもう1点、全国でもこのような自然公園の中にですね、 風車を直接6基建てるというのは例のないことだと伺っていま す。これが今後、全国でどのような評価をされるかわかりません けれども、風力発電は日本ではヨーロッパのような平らなとこ ろは無いわけですから、当然こういったところに立地条件とし ては集中するものだと思います。ですので、今後このようなですね、事業申請が民間事業者から相次いだ場合、果たしてこれを断ることが出来るんでしょうか。私は、なし崩しになっていくと思います。そういった事業の認可する条件というのも前回見せていただきましたけれども、本当に例外的なものを扱っている内容だと思います。これがスタンダードになった場合、これは大変なことになるのではないかなと、個人的には思います。

それからもう一つがですね、環境評価の中で低周波騒音に対する評価というものは、考慮されてないようでございます。但し、こういった風車発電で、低周波騒音が人体に与える影響というのが相次いでおります。そういった中で、今回住宅地から500メートル離れていることなので、距離はあると思いますけれども、全くそれを評価しないというのも如何なものかな、とちょっと思っています。事業が進んだ以降に、そういった被害に対しての民事訴訟というものも、やはり事業者としては考慮すべきではないかなと思います。そういった場合になった時の、責任問題というものも考慮すべきではないかなと思います。

それから、最後になりますけども、今日、新聞報道でですね、国が洋上風力発電の導入を促す法案を出すということでございます。これはやはり日本という国の国土を考えた場合に、こういったところに建てるよりも、洋上に建てるということを推進した方が良いというふうに、国も考えているのではないかなというふうに思うところであります。今後、エネルギーに関しては大きな問題でありますので、大きな議論になっていくと思いますけれども、そういった中で、今、こういった動きのある中で、結論ありきで大急ぎで進めるというのは、果たしてそういった切迫性があるのかなと思うところであります。ですので、事業に関しての勇気を持った保留なり、そういった見当もなさるべきなのではないかなと思うところであります。以上でございます。

委員 私の方からは野生生物、特に野鳥、の保全という点から両事業に

ついて共通する意見として述べさせていただければと思います。 アセスメントの時にも言いましたけども、この場所は、渡り鳥の 飛来地として日本でも有数の場所であるということで、国指定 の鳥獣保護区に指定させていただいておるわけでございます。 そういう場所であるということを重視していただいて、仮に事 業を行うにしても、最大限の保全措置を取るべきだろうという ふうに考えます。特に両事業とも行政機関が行う事業というこ とでございますし、他の民間の事業者に、お手本となるような先 進的な配慮措置というものを検討いただきたいなと考えており ます。どんな措置か、具体的に今、申し上げることはできません けれども、例えば渡り鳥の飛来がピークになるときには、事故が 起こってから風車を止めるというのは良くある措置なんですけ ども、例えばピークになる時期だけは、予め止めておく、そうい う措置を検討するとかですね、それをしなさいと言っている訳 ではありませんけど、そういうことも含めて、是非、有識者の方 によく聞いて、先進的な保全措置を、事業行うのであれば取るべ きだ、というふうに意見を述べさせていただきます。また、事後 調査、或いはそれを踏まえた何らかの配慮ということを検討さ れる、というふうにアセスの図書には書いてありますけども、ア セスの時にも言いましたけども、これだけ近い距離で同じスケ ジュールで二つの事業が動いているものですから、事後調査、保 全措置の検討というものを、同じデータに基づいて、県と市が協 力して検討されるべきで、県のデータでは出てませんからとか、 市のデータでは出てませんからとか、ということでは、ちょっと おかしいのではないかなと思っております。なので同じデータ に基づいてしっかり保全措置を検討するべきでしょうし、やる ときは両方共通して検討いただきたいというふうに思います。 以上でございます。

委 員 素人の意見で申し訳ないんですけど、NHKの深夜番組で、なん でこういう番組をゴールデンタイムに放映しないのかな、と思

ったのは、アメリカの海兵隊の、大震災で仙台にたくさんの物資 を運んでいく船舶で被爆した兵士達が、原発の事故によって海 上で多大な被害を被って、今、東京電力に訴訟を起こしていると いう、本当に原発の怖さというのを、あんなに頑張ってくれたア メリカ海兵隊にすら、こんなにすごい影響を与えたのだなあと 思ってその番組を見たのですけど、そういう意味での、日本の脱 原発というのは、本当に早く進めなければならない、小泉元首相 も、自分が首相時代に推進した原発が悪いのだということが分 かった以上、子孫のためにも脱原発で、自分は全生命をかけて行 動していかなければならないという、NHKの放送でもありま したけれども、気づいた人が脱原発というのは本当に進めなけ ればいけない、そういう意味での自然エネルギーの活用という 意味では、風のまち酒田で風力発電を活用するというのは、とて も理にかなったことだろうな、とは思います。ただし、先人達が、 ご飯を食べているところに砂が飛んできた、あの時代の事を思 い出すと、またそういう時代に戻ってはいけないということで は、風力発電をしつつも環境保全ということでの、防砂林とかの メンテナンスというのはしっかりやっていただくという条件の 下でしか、私は賛成できないな、と考えております。

委員

今の話を踏まえるとですね、私も1分だけ個人的な話を許していただきたいんですが、過去、原発で放射線防護と言いますか、そういった低減の研究・調査をやる仕事を10年の期間に渡って、5年間原発にてやりました。イチエフサイト、(福島)第一原発でも2年に渡ってそういう作業をしていたんですけども、原発の施策自体は、かなり強引にされてきたと、今は理解をされております。当時でさえも、いろんな声を出してもですね、そういった声を受け止めるような立場は、電力会社は取っておりませんし、多くの専門家の方々は安全だとか言って、今日の事態を招いてます。それを受けて卒原発の動きというのは、本当にそういうふうに進めてもらいたいなと、それを体験からも身近に感

じています。という上で、改めて今日の審議の流れで、整理しながら発言をさせていただきたいと思います。前提は、あくまで審査の手順で、事務局が12月27日に示して頂いたような、こういった観点でどうなのかということで、意見もらいたいということでしたので、それに沿って少し整理をさせていただいてきましたので、できるだけ早く話はしますけど、ある程度の時間はご容赦いただきたいと思っています。いくつか項目が掲げられていますけれども、審査基準別ということで申し上げていきます。

① (山形県立自然公園条例施行規則第1項第5号)で、「色彩並 びに形態が周辺の風致に、又は景観と著しく不調和でないこと」 というのが一つの基準になっています。これについてはですね、 計画地が長い時間をかけて育成されて造成されてきた海岸林で あって、その優れた風致景観として認知されたことで県立自然 公園に指定された背景があります。里山とかもそうなんですけ ども、人の手が加わることによって生物の多様性とかが図られ てきた、国の鳥獣保護地域の指定もそういう成果の一環だろう ととらえることが出来るかと思います。風車発電施設というの は、明らかな人工物が多数設置されることなんですね。今回6基 並ぶわけですけれども、それが周辺の風致または景観と調和す ることっていうのは、調和していると判断することは大変難し いと思います。許可基準には適合しないというふうに私は判断 しています。なお色彩については、いろいろ配慮をされるという というふうに提示されていますけれども、人工構造物と周辺の 風致、景観の調和を緩和するまでの要素ではないと考えます。色 彩自体がですね、構造物の設置を緩和するような要素にはなり えないだろうと思っています。風車という大きな構造物が 6 本 建つことによる影響の方が過大であるからだと思っています。 私も先だっての景観審議会を傍聴させていただきましたけれど も、そこでの意見の多くは、景観に対する主観的な考え方を述べ られた委員が、多かったと思います。それはただ主観的な議論で はなくて、この審議会のようにですね、自然公園の特別地域、普通地域で建設行為がされるわけなので、あくまでも条例で定める許可基準に適合するか否かで、県知事が判断しますから、それと同じような視点で判断すべきです。ですから今申し上げた通り、照らして、既存の現状の風致、景観と著しく不調和になると予想されるので、私は適合しないと判断をしています。

2つ目の判断基準についてですけれども、これは土地の形状を 変更する規模が必要最小限であると認められること。となって います。発電施設そのものに加えて設置後の地形の変化が生じ る可能性が極めて高いというふうに思っています。これは7月 でしたかな、市の環境審議会と景観審議会合同で現地視察の場 をつくっていただいて、とっても良かったと思っています。ご苦 労されたと思いますが、その時現場を失礼ながら私も初めて見 てですね、専門の方の話も聞いたのですが、そのあと2度現場を 訪れる機会がありました。その時の撮った写真がこういうこと で、ちょっと説明をしたいと思っています。本来であれば、この 審議会の場でも、事前に皆さん一緒に現場を見ると一目瞭然か なと、実は感じていたものですから、時間もないということもあ ると思ったので、写真だけちょっと回覧していただければと思 っています。1枚目の写真はですね、県の施設の1つのポイント の周辺地の写真を示したものです。植生でおおわれているとい う風景と、それから、そのあたりに点々と、実は砂防地域の壊れ た所ですね、壊れて破堤になった写真の状況を掲載しています。 2枚目は、これはなんらかのきっかけがあって、段々拡大してい くという説明を専門の方から受けましたけれども、最初は小さ な穴で、あるいは通り道であっても、段々広がっていくんだとい う説明を受けて、その断面で見るとですね、植栽が根を張ってい るという事がよくわかります。当然植物は根を張りますので、そ ういった希少種の根が、移植するという、あるいはそれを戻して また元に戻すという事は、大変困難であるということは、素人の 目でもわかるかと思います。3枚目の写真なんですけれども、こ

れは一部破堤した別の箇所の写真なんですが、その破堤した砂 がですね、奥の方、奥というのは砂防林の方に飛んでしまって、 その間近なところのクロマツが枯れてしまっていると。そこだ け枯れてしまっているんですね。そういうふうに、この砂地が安 定しているといいながら、あの評価書がでておりますけれども、 安定しているとはとても思えないということが、この写真を見 ても明らかだと思っています。この回覧をさせていただくこと をご容赦いただきたいのですが。その上で現地の砂はですね、高 さ方向と水平方向への移動性がとても高いんですね。ですから 安定しているというような結果については、とても科学的では ないと思います。高さ方向では、年間30センチ上がっていると いう事を海岸林の造成の実務者より聞いています。これは記録 資料もきちっとあるというふうに説明されています。酒田市の 十里塚発電事業に係る環境影響評価書においてもですね、風車 のタワーの存在によって風力が局部的に増幅される。当然風が 吹いている所に砂地があってですね、それの周辺に風が吹けば ですね、そのポールの周辺は、乱流が起きますから、一定の風速 を倍増するというますかね、増幅していくんですね。これは当然 科学的な原理なんですけども。そういったことで、局部的に風力 が増幅されて、明らかに地形って変化していきます。そこを、一 旦造った施設というものは、維持をしなくてはいけませんから、 埋まった砂をどんどん掃くわけですね。ましてやその周辺で、砂 草が変わっていくことになります。ということで設置完了時点 における土地の形状変更が必要最小限としても、設置直後から 土地の形状が継続的に変化していく、あるいは変更されていく んですね。ということで、この点を見て許可基準には適合しない と私は判断します。これが2つ目の項目に対する考え方です。

3つ目、野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。これは今申し上げたことがここに書いてあるので、12月27日に参加された方は、お手元にあると思います。その項目についてなんですけれど

も、この2つの事業の計画で合計6基の建設になるとその相乗 的な環境影響は少なくないと考えます。先ほどの委員のご指摘 もあったかと思いますが、足して 2 で割るような話ではないと 思います。結論の同施設における事例としてはですね、日本野鳥 の会などから特に懸念されていますが、バードストライクの影 響が多々指摘されています。環境影響評価書等では衝突確率計 算法を採用されて、それがごく軽微であるような言い方をされ ていますけれども、ただこの計算手法というのは、ごく限られた 日時における鳥類の飛んでいる数を記録して、そのデータを基 に計算をしていくだけ、そのあとは計算式だけなんですね。です ので、その最初の基礎的なデータこれ自体が、実は日によって、 時間によって、鳥類の飛翔行動は違っています。その再現性が 元々ないデータなんですね。それを根拠にしてそういった不確 定なデータに基づいている。そういった手法に依存しているこ とで言うならば、それは、はたして科学的にどうかと私は疑問に 思っています。渡り鳥のルート、オオタカの営巣地の確認、とい う状況があるわけなので、影響評価を再検討すべきであると思 っています。希少な植物の植生の保護についても一言あります けれども、環境保全措置として、移植、復元などの措置が示され ていますけれども、適切に実施できると判断できるまでの具体 的な記載は書かれていません。移植の方法、手順の詳細、仮の移 植地をどこにするのか、あるいは、そこでの措置方法など、本来 提示すべきなんですね。こういったことをしていらっしゃらな いということで、提出された環境影響評価書の内容では許可基 準に適合するかしないかの判断は、私にはできないと思ってい ますので、ここは以前にも申し上げた通り差し戻すべき内容な んだろうと、ですからここでの判断は、一応保留にさせていただ いています。

4つ目の基準として掲げていますが、撤去に関する計画が定められていて、かつ、撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされていますとされていますけれども、ここの基準については、

先ほど冒頭で私が懸念を示した通り、撤去計画の実施を担保する予算が適切に積算されていません。これはできるんですね、積算自体は。それがされていない。その予算措置があるいは予算が、確保されている見通しが明確にされていないんですね。ということから、現時点では許可基準に適合しないと私は判断します。以上、この事項に沿っての私の意見です。

- 委員 組合としましては、組合員さんからは、この風力発電の反対の意見はありませんでした。うちの方には届いておりません。ただ、場所なんですね、場所が先人の育てたクロマツ、何年もかけた場所に、たった20年で撤去する、建てたとしても原状復帰は難しいと思います。組合員さんの"建てるな、反対だ"という声は聞いてません。来ていないです。ですので、それも踏まえてですね、酒田市さんの方では、慎重に考えていただきたいと思います。
- 委員 私も難しいことはよく分からないんですけれども、ここまで計画が進んでいるものは、いくら何を申し上げても翻ることは無いのかなと思いながらも、やはり場所の再考をお願いしたいと思います。先人が育てた松林を、この何年かで壊してしまい、そして20年後には、またそれを撤去ということなので、それに見合うような、また、環境に本当にやさしいのか、20年後ごみになるようなものを建てて、その間、自然のエネルギーを得たとしてもどうなのかというところも疑問に思いました。ただ、再生エネルギーというのは本当に重要だと思いますので、風車を作るということは賛成でございます。場所の再考をお願いしたいと思いました。
- 委員 私は、自然エネルギーというのはやはり、これからは必要だかなとは思っておりますし、それこそ会議所の方では、反対の方はいらっしゃらないような返答をいただいております。何をするにしても、全部賛成とか反対とか、そういう論議はなされると思う

んですけども、でも、先ほど委員がおっしゃったように、ここま で進めてこられるということは、もう覆すということはできな いと思うので、私本人としては、自然エネルギーは必要だと思う ので、一応賛成です。

議長

私も一応委員なので、私の意見を述べさせていただくと、環境と いう点からは、ずっとこの間、聞いていましたけれど、必ずネガ ティブな影響を与えると。で、説明では、それはなんとか元に戻 るだろうということで。ただ、得てして予想は外れたり、専門家 の意見も外れたりするんで。ただプラスに振れる、環境に良いこ とは全くない事案で、どのくらいひどくなるかというのは、多分 専門家でもそんなに予測できないでしょうし、我々でも、これは 難しいわけですけども、ただ、悪いインパクトを与えるのは間違 いない、その代わり我々は何を得るのかな、というと、例えば、 赤ちゃんが100人産まれるというなら、風力くらい我慢しよ うよっていう気にもなるけど、20年で何億円とか、お金が来る か来ないか、下手したら赤字になっちゃうとか、しかも借金して 建てるなんていうのだと、いったい、環境にネガティブな、もし かしたら復元不可能な影響を与えるかもしれないっていう事業 に環境審議会として旗振れるかなというと、私は個人的には、ち よっとやめた方がいいんじゃないのという印象を持っています。 ただ、これは環境審議会で我々が意見を述べて、市長さんが判断 されるということですから、今日、私の意見を含めて取りまとめ ていただいて、それを市長さんの方にお伝えするということに なるんではないかと。

取りまとめについては、委員如何いたしましょう。

委員 まず、原案を作っていただくと、当然なると思うんで、本来であれば、答申される前に委員には見せていただきたいなと、特に本当におかしな文章が無い限り私も同意しますので。

議 長 まあ、公開されてますので、そんなにおかしな文章は、作りよう もないと思いますけども。

> じゃあ、事務局の方で取りまとめて、委員に回して最終的に会長 副会長でハンコつくみたいな流れで宜しいですか。では、そうい うことで進めさせていただければと思います。

> その外、何かご意見、言い足りなかったという方はいらっしゃらないでしょうか。

よろしいですかね。では、みなさま貴重なご意見をありがとうご ざいました。ただいま出された各委員からの意見は取りまとめ、 みなさまにお回しした後、答申書を作成したいというふうに思 います。以上を持ちまして本日の議事は終了といたします。進行 を事務局にお返しします。

4. 閉 会

(略)